

# なごじん



セメントを流し込んだような大井川



ワルミ大橋からみた運天港



諸志佐田浜軽石除去作業(11月19日)

## 将来の夢



題字執筆者紹介

今帰仁小学校6年

上間 遥奈

い	い	障	た	た	か	障	東	ホ	
で	る	か	え	り	い	か	日	な	私
ほ	人	い	た		こ	い	本	せ	の
し	か	や	い	田	や	の	大	な	テ
い	い		か	の		も	し	さ	イ
か	じ	病	さ	人	お	ん		ア	う
さ	め	気	で	に	金	て	災	コ	活
で	に	を	す	元	さ	い		ロ	動
す	あ	も		気	給	る	病	ナ	で
	お		あ	を	付	ん	気	や	す
な	て	と	あ	し	に	や			は



むらの木・リュウキュウマツ

### もくじ

- 一般質問と答弁 **2** p
- 議決結果・賛否一覧表 **10** p
- 決議・意見書 **11** p
- 意見書・編集後記 **12** p

# 一般質問

## 9月定例会

会期日程 (9月7日～16日)

7名が一般質問しました 9月8日 (通告順)

P3	吉田 清尊	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 名護東道路と今帰仁村と本部町を結ぶ新規の道路建設について</li> <li>② 鉄軌道導入で光輝く今帰仁村づくりについて</li> </ol>
P4	與那嶺 透	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校給食について</li> <li>② 村立小学校の運動場整備について</li> </ol>
P5	與儀 常次	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について</li> <li>② 北山高校駅伝部保護者会からの嘆願書等の取り扱いについて</li> </ol>
P6	島袋 誠	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 村立小中学校におけるタブレット端末活用状況について</li> <li>② 村立小中学校における修学旅行実施について</li> </ol>
P7	與那 勝治	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告について</li> <li>② 村運動公園の総合計画・施設整備について</li> </ol>
P8	山城 太	<ol style="list-style-type: none"> <li>① コロナ対策について</li> </ol>
P9	上原 祐希	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス対策について</li> <li>② 子供の遊び場の確保について</li> </ol>

●の数字は掲載された質問です。それ以外の質問は紙面の都合上割愛されています。本会議録については各字公民館に配布の予定です。詳しく調べたい方は、公民館もしくは議会事務局までお立ち寄りください。





**問1** 名護東道路と今帰仁村と本部町を結ぶ新規の道路建設

嵐山のテーマパーク、本部港の国際クルーズ船拠点形成港湾、「やんばるの森」ユネスコ世界自然遺産への登録で、観光客は着実に増加が見込まれる。名護東道路から将来計画4車線の今帰仁村への道路建設は、北部地域の生活道路として、経済・教育・福祉・医療・防災等の充実強化と発展に大きく寄与する。今帰仁村を中心に北部12市町村と連携し沖縄県、国と協議を重ね、要請を加速させていた

だきたい。名護東道路から今帰仁村への新規道路の建設にどう取り組むか村長に

**答** 久田浩也村長  
今帰仁村と本部町への新規道路建設事業は、将来にわたり地域振興に大きく寄与する。沖縄総合事務局に要請を行った。今後も関係機関と調整を図りながら、継続し要請をしていく。

**問** 沖縄総合事務局は、新広域道路交通計画の中で、沖縄美ら海水族館周辺まで名護東道路を延伸する案を記載している。この延伸案についてどう考えるか伺う。

**答** 比嘉克雄副村長  
国の事業採択の要件は住民の声。この道路整備で、本村の魅力をより高める各種施策を積極的に展開し、

住民の期待が高まり、名護東道路の今帰仁方面への延伸が実現していく。今帰仁、本部方面への要請は今後とも継続して続けていく。

**問** 名護東道路は今帰仁を通すことを村長が先頭になり北部振興会、北部市町村会に強調していただきたい。

**答** 村長  
名護東道路の本部半島方面への延伸をインフラ整備の柱として、しっかりと国や県に求めていく。

**問** 今帰仁を通らないと今帰仁城跡も古宇利島も発展しない。

**答** 村長  
古宇利島へのアクセスを含め、道路整備のメリットが非常に大きい。さらに県、国に整備計画を要望する。

沖縄県の均衡ある発展には、鉄軌道を那覇空港から名護市、今帰仁村を通り本部町につなぐルートがよいとの私の考えをお話した。名譽教授は内閣府では海洋博公園への鉄軌道導入を考えている。しかし、北部市町村から要望がない。鉄軌道の導入は北部地域の経済、教育、文化、防災力の向上と発展に大きな力を発揮する。今帰仁村と名護市を中心に、沖縄県、政府に要請する計画について見解を伺う。

**答** 村長  
鉄軌道のルートは、令和4年度沖縄振興予算概算要求で、鉄軌道等導入課題詳細調査が検討されており県の調査状況を注視していく。

**問** 今が今帰仁村を通る鉄軌道導入の一大チャンスである。定時・定速で走る鉄軌道は、北部市町村の農林水産業、商工業、観光業、住民の生活力向上、教育・福祉・医療・防災等の充実強化に大きく寄与する。鉄軌道導入が必要と考える。本部半島への鉄軌道導入が必要と考えるか伺う。

**答** 副村長  
観光客や住民の通勤・通学での必要性を住民が共有することが大事。本村で鉄軌道を村民がどう活用するか必要性を議論していく。

**問** 2 鉄軌道導入で光輝く今帰仁村  
内閣府の鉄道計画に關わった琉球大学名誉教授に、

入が必要と考える。本部半島への鉄軌道導入が必要と考えるか伺う。

**答** 副村長  
北部振興会で内閣府の沖縄担当大臣に要請した。来年度の沖縄振興予算に調査事業費が入っている。課題をしっかりと解決していく調査の段階と認識している。



吉田 清尊 議員



與那嶺 透 議員

**問1** 学校給食について

新型コロナウイルス感染症対策として全員が同じ方向を向き、なかなかおしゃべりもできず、ただひたすら食事をとっている状況である。学校生活の中でも楽しい給食の時間がこのような状況では、食事の楽しさや大切さを学ぶことができないだけでなく、学校に對しての魅力が低下しているのではないかと懸念しているが当局の見解を伺う。また、アクリル板などの活用や教職員の積極的な関わりでコロナ禍以前のような楽しい給食の時間を設けることができるか伺う。

**答** 玉城奎教育長

コロナ禍での給食については、児童生徒の楽しい時間が奪われていると思うが、現在の今帰仁村の新型コロナウイルス感染症の急拡大に鑑みると、マスクを外す機会をなるべく減らし、感染防止に努めていきたい。アクリル板の活用については、給食前に設置し、給食後にはかたづけ等の作業が出てくる。またアクリル板も児童生徒の3方を囲うように配置するには、児童生徒数に加え、グループ数分の枚数確保と、収納場所の確保が必要になり、現状では難しい。できるだけ早く元の「楽しい給食時間・楽しい学校生活」を取

り戻すべく児童生徒には我慢を強いることになるが、改めて対策の徹底、「意識の向上をお願いしたい。

**問12** 歳未満のワクチン接種ができない中、コロナ禍の影響で「楽しい給食の時間・楽しい学校生活」を知らないまま卒業していくのではないかと危惧している。好き嫌いの多い子や食が細かい子は他の児童がパクパク楽しそうに食べている姿を見て刺激を受けて食べだし、少しずつ偏食などを克服していくことがある。そういう意味でも給食時間の過ごし方は大事であると考えているが見解を伺う。アクリル板については給食時だけの活用ではなく3方を囲うU字型のボードを一人一人の机に固定するのはどうか。費用は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の活用が見込めるのではないかと思うが見解を伺う。

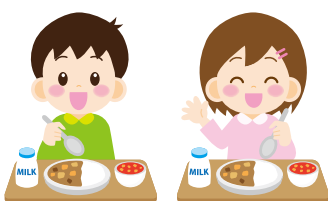
**答** 教育長

学校給食は児童の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、新型コロナウイルスの感染リスクが最も高い活動とされている。現在の沖縄県、今帰仁村内の感染状況を鑑みると学校で行っている感染拡大防止の対応を継続して行い、気を緩めることなく学校の新しい生活様式を踏まえ、一方向に向かっての黙食を行う事で、万が一無症状の感染者が登校していた場合にも感染拡大を最小限に抑えることにより、以て楽しい給食時間を取り戻すための大事な時期であると理解いただきたい。提案のあったU字型のアクリル板を固定することについても、学校現場から意見を聴取したところ、授業中の机上スペースが限られていることと、給食時に対面、マスクなしで食事を行うとその後のアクリル板の消毒作業に時間を費やすことになり、児童等への更なる負担増につながる

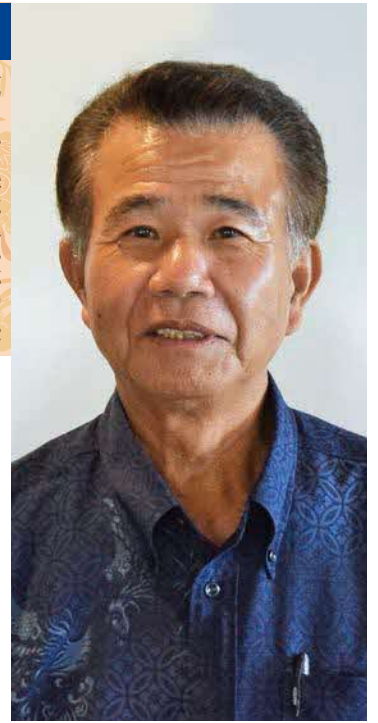
の意見があった。「地方創生臨時交付金」についても現在のところ配分の情報が無い。  
**問** 子どもたちの健やかな成長をサポートするのは我々大人の務めである。今この時間も子どもたちはたくさん我慢を強いられていることを強く認識し、我々は最善の努力と結果を求められていると感じているが当局の見解を伺う。

**答** 教育長

繰り返しになるが現在学校で行っている感染症拡大防止の対応を継続して行い、アフターコロナでは、級友と楽しい時間が過ごせるよう、今は感染対策の徹底と意識の向上維持をお願いしたい。







議員 常次 儀與

**問1** 北山高校駅伝部保護者会からの嘆願書等の取扱い

教育委員会への嘆願書の取扱いはどのようにしたか。

**答** 教育長

北山高校駅伝部保護者会からの嘆願書は教育委員会が受理し教育委員会に係る事項の確認を行った。

**問** 係る事項の確認を行ってどういったことがされたのか。

**答** 教育長

社会教育課の事務分掌の中に村運動公園に関するところがあるのでそこを確認した。

**問** 体協関係者から1月22日に電話がありいろいろ聞いて

**答** 村長

学校関係者からあった。今年の4月に副村長を県教育委員会へ赴かせスクール弁護士の方から行政は静観しておくように、学校と保護者の問題であるところ指導を仰いできた。

**問** この保護者をとった行動についてはどう思うか。

**答** 副村長

その保護者の行動は職場の行政事務の範囲外だといふふうには認識している。

**問** では、職場を離れたら何をやって関係ないのか。

**答** 副村長

あくまでも職場としての対応は、行政事務の範囲内として捉えている。

**問** ほかに教育委員会、役場、村長、議会にどういったSOSのお願いが保護者や子供たち顧問からあったか。

**答** 副村長

嘆願書他に陳情書が議会

に提出されたと聞いている。

控える。

**問** 村長が学校又は関係者、顧問に「陳情書を取り下げなさい」といった覚えがあるか。

**答** 村長

陳情書においては、議会で適切に処理されたと理解をしており、陳情書の内容について私は知る由もない。

**問** 知る由もないのに議会で陳情書の審議をする前に学校や子供の面倒をみている方に陳情書を取り下げるようにお願いしたことはあるか。

**答** 副村長

陳情書の取り下げについては、一切村長は発言していない。

**問** 9月4日に顧問へ私の一般質問を取り下げするように村長からあったようだが事実か。

**答** 村長

言った言わなかったは個人が特定されるので答弁は

**問** 学校の迷惑を被っている方、子供達、指導者のところへ行き相談や聞き取り、対策は。

**答** 副村長

村長と2人で2回ほど直接、指導される先生に意見交換をし、3回目は学校責任者を交えて協議した。

**問** 協議だけして、汗を流して対策はしなかったのか。

**答** 村長

今日まで少なくとも私は、学校と大変厚い信頼関係をもって対応してきたといふふうには自負している。今後とも信頼関係を築きながら対応していくべきと思っている。

**問** どういう方法でやるか。

**答** 村長

学校、関係各位と意見を拝聴し、第一義的に、子供達のことを考えながら対応を協議していく。



島袋 誠 議員

**問1** 村立小中学校におけるタブレット端末活用状況

令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、村立小中学校の児童生徒に対し一人一台のタブレット端末が貸与できるよう配備された。各学校における現時点までの活用状況を伺う。

**答** 教育長

学年閉鎖とした中学校1年生、2年生と、3年生の一部で登校自粛等の生徒はWi-Fi環境が整っている家庭を対象に、オンラインでの授業等を行った。小学校については、オンラインを活用した課題提供等、各校とも工夫しながら端末の活用を進めている。

**問2** 村立小中学校における修学旅行実施

児童生徒の心身の発達や学校生活の充実を図る目的で修学旅行の役割は重要だと認識している。令和2年度の各学校の実施状況・内容について伺う。

**答** 教育長

コロナ禍での状況を踏まえたうえで、兼次小学校が10月29、30日に本島南部、今帰仁小学校が10月15、16日に国頭3村へ、天底小学校が7月9、10日に本島南部へ、それぞれ修学旅行を行っており、今帰仁中学校は中止としている。

**問** 沖縄県においては5月23

日からの緊急事態宣言が続く中(8月27日現在)計画するのも厳しい現状であると理解されるが、令和3年7月21日付けで観光庁・国土交通省・文部科学省より「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金の活用につ

いて」が示された。活用事例として新型コロナウイルス感染症対応のために生じた追加的費用に対しても補助できるとされている。

同じ学び舎で過ごした友人や先生との一生の思い出にもなりうる修学旅行実施計画に向けて後押しになると考えるが、村当局としての見解を伺う。

**答** 教育長

修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等の地方創生臨時交付金の活用について、情報収集に努めていく。

また、修学旅行の費用及びキャンセルの時期等によるキャンセル料について、情報確認を行っている。



**題字募集**

題字募集のサイズ  
たて4cm×よこ17.8cm  
ひらがな横書き



議会だより

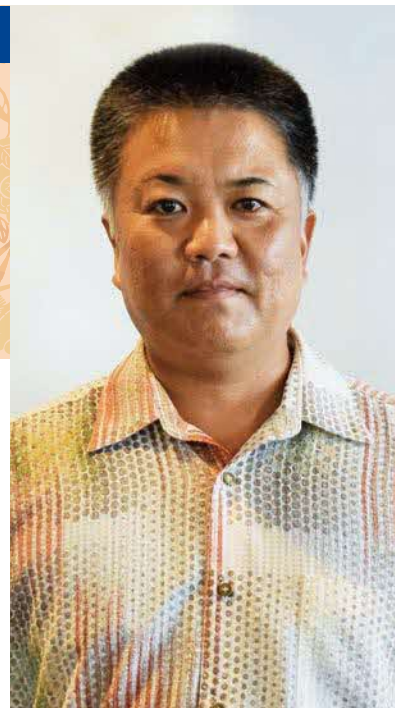
**「なきじん」の題字を募集します。**

今帰仁村内小学校のみなさん、あなたの文字をお待ちしております。



お問い合わせは、今帰仁村議会事務局 (☎56-4397)まで





與那 勝治 議員

**問1** 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

令和3年度償却資産申告書の提出件数と、新型コロナウイルス感染症特例措置に関する申告件数はそれぞれ何件あったか。

**答** 村長

令和3年度償却資産申告書の提出件数は455件で、新型コロナウイルス感染症特例措置に関する申告件数は106件、その内訳は事業用家屋が69件、償却資産が37件。

**問** 双方を受け付ける際、どのように振り分けるのか等のチェック方法は。

**答** 村長

双方の振り分け方法については、窓口や郵送で提出される申告書は紙ベースとなるので、受付もスムーズ。一方、電子申告では添付書類を含む申請者の申告データを取得し、受付作業を進める。特に令和3年度に限った特例措置の申告データは、通常の償却資産電子申告分とは異なり、添付等のデータの保管場所が統一されていない等のケースもあるため、慎重にデータを取得し受付を行った。チェック方法について

**問2** 村運動公園の総合計画・施設整備

は、固定資産税係が対応。特に電子申告の場合は主として償却資産担当がデータを取得し、家屋担当職員等を含めてデータ取得の状況確認や書類の審査を行っている。

今回の東京オリンピックにおいて新種目となった空手やスケートボード、スポーツクライミングなど、新たな魅力が創出された大会となった。そこで、本村運動公園にあるブルペンやホッケー場等の既存施設を刷新し、スケートボード等新たな競技を行える施設の増設を行い、スポーツの力で青少年の健全育成につなげることや、スポーツによる村民の健康づくりに寄与するためにも、今帰仁村第五次総合計画に紐づけて運動公園の総合計画を作成し改修できないか。

**答** 教育長

運動公園の総合計画を

作成することについては、現行の第四次総合計画後期基本計画において、村民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめるよう体育施設の利用促進・施設整備や機能強化を図ることとされており、村総合運動公園の整備拡充についても検討するとされている。

第五次総合計画においても、第四次総合計画の評価・検証及び住民意見を踏まえ、策定していく。村総合運動公園の施設等整備については、総合計画に沿って補助事業採択要件等に合致する個別の計画を策定し、整備に努めていく。



# 令和3年12月定例会 会期予定 令和3年12月13日(月)~21日(火) 一般質問14日(火)16日(木)17日(金)予定

議会傍聴に関するお願い(新型コロナウイルス感染症対策)

いつも村議会に関心をお寄せいただき、ありがとうございます。議会の傍聴については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から以下の点について皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 受付時に検温を行い、検温の結果、体温が37.5度以上の場合、また、咳や体調不良等の症状がある場合は、傍聴をご遠慮ください。
- ② 傍聴される前に手指の消毒、及びマスクの着用をお願いします。
- ③ 傍聴時には間隔をあけて着席してください。なお傍聴者数が多い場合、入場を制限させていただくことがあります。
- ④ 万が一議会内で感染者が発生した場合に備え、ご本人に速やかに連絡する必要があるため、傍聴の際にご記入いただく「傍聴受付票」に電話番号の記載をお願いします。

お問い合わせ

☎0980-56-4397 議会事務局



山城 太 議員

**問1**  
コロナ対策

妊婦の方に感染が確認された場合の村の対応策、医療機関との連携はどうなっているか。

**答**  
村長

妊婦の方が感染した場合については、沖縄県が感染者対応や医療機関との連携の役割を担っている。村では、母子保健コーディネーターや、保健師が妊産婦の相談に随時対応している。

**問** 県が感染者対応や医療機関との連携を担っているとあるが、今帰仁村にはそういった患者が出た場合、すぐ北部病院が対応してくれるのか、現況はどうなっているか伺う。

いるか伺う。

**答**  
福祉保健課長

コロナの感染症に感染が判明した場合、先ず保健所に連絡が行くことになっており、保健所から本人の体調等、感染状況を確認した中で医療機関へつなぐ形で、症状が軽い場合は、療養所等という事もあり得る。

**問** 現在妊娠中で早産の危険性があり、手術で対応している方が感染によって急変が起った場合すぐに対応してくれるのか。

**答**  
福祉保健課長

医療機関であるので、緊急の場合には勿論命の危険等踏まえ、状況に応じた医

療機関の対応になる。

**問** 先日、他県においてそういった事故で赤ちゃんが流産で亡くなった件があり、それも踏まえ早急な対策対応が出来るのか。

**答**  
福祉保健課長

専門的な部分であるので、一自治体が対応と言うよりは医療機関へ繋ぐ役割というところを踏まえるのと、適切な医療を施せる様な形にある。そういった繋ぎに関しては、村から離れた医療機関での対応になる。緊急度に応じて適切な対応がされる。私たちがその対応について判断できる立場にはない。

**問** では、そういった妊婦の感染者に急変があった場合に、医療機関から受け入れを拒まれた場合はどうしたらいいか。

**答**  
福祉保健課長

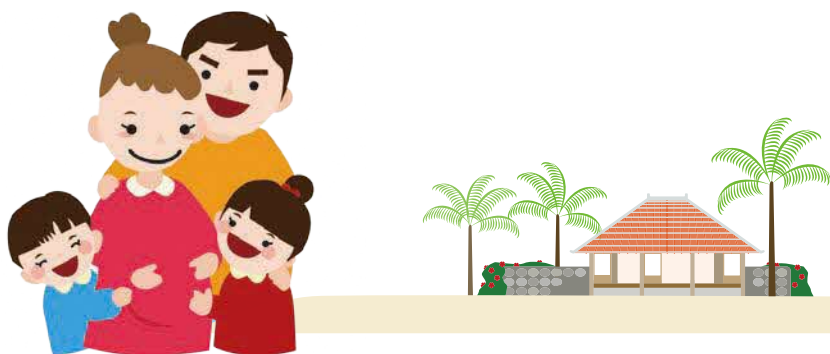
母子手帳交付から随時体調に関する事、子育てに

関することについては、担当保健師が誠意を持って対応している。その中、昨今のコロナ禍に関しては妊産婦のコロナ対応、疑問に思う事全てそういったものに関してこちらにある情報を伝え、また専門機関についても、どの様な対応をしたほうがいいのか、随時対応している。事が起こってからはなく、想定される事案の相談も受けているので、国や専門機関のほうで、しっかりと対応できる様に、その様な情報を提供している状況。救急の場合に関しては、やはり救急搬送になるので、速やかな医療提供がなされる様な体制に繋ぐと言う役割となっている。

**問** 地域の妊婦が安心して出産出来る様に、今後とも尽力して頂きたいと思うが。

**答**  
村長

日常生活のなかでもいろいろな制約をされ、赤ちゃんの健康状態にも不安を抱かえながら生活を送ってい







上原 祐希 議員

**問1** 新型コロナウイルス  
対策

新型コロナウイルスの感染拡大により、本村においても感染者数が広がる中、学校の始業のタイミングと重なり、村の判断も厳しい状況であったと考えるが、対応状況を伺う。

**答** 教育長

教育委員会から、8月26日付けで登校・登園に関する注意喚起の文書を学校へ発出し、保護者への周知依頼も併せて行った。8月27日（金）に緊急校長会を開催し、今帰仁村の現状と各学校の状況について情報共有を行いながら、村内、取り分け若年者の感染拡大防止の観点から、小中学校を

**答** 教育長  
高学年はリモート授業を行ったり、学習支援ソフトの活用、プリント等課題を配布、回収・チェックを行うなど、登校を控えている児童の学習保障に対し、各学校工夫しながら対応している。

**問** 介護が必要な方がおられる世帯における、介護者が感染者になった場合の対応など、今後様々なケースに対する対応が求められると考えるが、県からその対応が示されているのか伺う。

**答** 村長

家族が支援できない分、ショートステイや訪問系サービスなど、介護施設に頼らざるを得ない状況にある。現在のコロナ禍にあつては、施設受け入れも慎重にならざるを得ず、仮に受け入れる施設があっても施設内で感染者が発生した場合、深刻な介護従事者不足でサービスの提供が非常に困難になる。沖縄県では、これらの課題を解決すべ

く、人材派遣に協力できる介護事業所の登録制度を開始したが、県下における登録事業所は11事業所となっている。

**問** 介護が必要な方がおられる世帯における、介護者が感染した時の対応などは、他県の対応を見ると、あらかじめ複数の福祉施設や医療施設を協力施設と認定し、連携して受け入れる対応や様々な状況を考慮した対応が整備され、ホームページでも分かりやすく公表し、安心できる環境が整っている。ワクチン接種が進み、重症化を抑えながら、集団免疫を獲得するまではまだ時間がかかるかと考える。デルタ株による感染に移行する中、乳幼児、児童にも感染し重症化するケースもみられ、更なる対応の強化が必要。県における感染症対策支援の強化を要請し、誰もが安心して過ごせる環境整備を村当局とも連携しながら進めていきたい。見解を伺う。

**答** 村長

村内事業所に対して沖縄県が行う人材応援派遣事業への参加を促すほか、北部地区医師会と北部構成市町村との意見交換会を行うなど、先進地の実践事例を参考にしつつ、今後の継続的な支援と課題解決に向けて北部圏域全体で取り組めるよう関係機関と連携していく。

**問2** 子供の遊び場の確保

5月から発令された緊急事態宣言に伴い、行動範囲が制限され、子供を抱える世帯において、精神衛生上、及び健康な心身の発育に伴う観点から、感染防止に気を付けながらも遊ばせてあげられる環境は必要ではないか。

**答** 村長

村民や専門家からもその指摘は受けている。利用者の感染予防対策をお願いしながら利用制限緩和に努める。





## 新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議

令和3年5月23日から発出された沖縄県における新型コロナウイルス等特別措置法に基づく緊急事態宣言は、未だ終息の見えない感染状況の中、9月30日までの延長が決定し、これに伴い「感染者の確実な減少と医療体制を守り抜くための措置」として県の対処方針が発表された。

県内各保健所における対応も逼迫し、医療崩壊をも招きかねない状況の中、デルタ株による子供への感染拡大や重症化など、学校や、保育園等でのクラスターも発生し、家庭内感染の増など感染拡大に歯止めのかからない厳しい状況が未だ続いており、本村においても令和3年8月だけで85名の新規陽性者が確認され、これまでにない急激な感染拡大の危機的状況に瀕している。

このような状況の中、引き続き感染拡大防止、医療提供体制の整備及び強化と継続に対する支援などの対策を、県と地域との連携・協力のもと、より一層のスピード感をもって実行するためにも、感染拡大防止における一助となることを願い、更なる新型コロナウイルス感染症対策における取り組みを次のとおり要請する。

### 記

- 1. 介護者が新型コロナウイルス感染症による入院により不在となった在宅の難病患者や、高齢者、障害者等への支援
- 2. 中和抗体薬による治療の検証、実施
- 3. 早期薬剤処方への検証、実施
- 4. 抗原検査キットの配布
- 5. 自宅療養者のいる世帯における子供の居場所確保
- 6. 妊産婦、乳幼児等を抱える世帯における迅速な対応

以上、決議する。  
令和3年9月16日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 沖縄県議会議長

## 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書

令和3年(2021年)6月16日、自衛隊や米軍基地の周辺、国境離島などの土地利用を規制する「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用の状況の調査及び利用規制等に関する法律」(以下「本法」と略称する)が第204回国会で成立した。どのような施設周辺の住民が規制の対象となり、どのような行為が阻害行為とされるのか、全てが曖昧な欠陥法である。本法第9条および第25条には、注視区域内における基地等重要施設の施設機能や国境離島の国境離島機能を阻害した場合またはそのおそれがある場合2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金という罰則があるが、どのような行為に対してこの罰則が適用されるのか、本法は具体的に明示していない。内閣総理大臣まかせである。これは憲法第31条が定める「罪刑法定主義」に違反し認められない。

沖縄は全島が国境離島であり、国土面積の0.6%を占めるに過ぎないにもかかわらず、在日米軍基地の70.6%がある。また平成25年(2013年)12月の「25防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々ではいま次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一の被るのは、間違いなく沖縄であり、我々沖縄に暮らす者は本法の成立に異議を申し立てる正当な権利を有する。政府は、ことあるたびに「沖縄県民の負担を軽減する」と言い、また菅義偉首相は令和2年(2020年)10月26日の第203回国会で行なった就任後初の所信表明演説において「引き続き、沖縄の皆さんの心に寄り添う」と発言している。政府は有言実行し改めて本法の制定について沖縄県民の意見を聴くべきである。

そもそも新たな法律を整備するにあたっては立法事実(法整備を必要とする事実・事情)を明示する必要があるが、第204回国会での本法に関する審議では、政府は、現行法では、どう対応できないのか、何が足りないのか、どのような問題や事情があるのでこれが必要なのか、全く回答できなかった。外国企業の土地取得で周辺住民が不安を抱いているとの政府の答弁が繰り返されたが、政府自身が外国企業や外国人による基地機能を阻害するリスクが確認された事実はないと認めている。つまり立法事実はない。コロナ対策のため会期延長を求める声が国会の内外で強かったにもかかわらずそれを聞き入れずに閉会とし、その直前に採決したのである。暴挙と呼ぶほかない。

本法が沖縄に及ぼす恐れがあるとして危惧されるものの一つに土地・建物取引への影響がある。その影響は土地や建物の所有者にとどまらず、産業連関を通じて全県民の経済活動を直接・間接に制約する要因となる。沖縄は全島が国境離島に含まれ、注視区域となるおそれがない区域はほぼないと考えられる。その中でも米軍や自衛隊の司令部の周辺(例えば北谷町美浜地区)は特別注視区域に指定され、土地や建物の取引に国への報告が必要となり、沖縄経済の自由な発展を阻害する恐れが大である。自分が調査されるかも知れない、規制がかかるかも知れない土地や建物を、わざわざ買う人はいないからだ。市場で敬遠され、価格が下がることは必至である。その影響は県内外の沖縄への投資にも及び、雇用への負の影響も避けられない。

沖縄県民にとってさらなる懸念は、自身に関する様々な情報が知らないうちに国によって収集され、どのように利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがあることである。個人の思想信条の自由やプライバシーを侵害する治安立法の性格が強い法律である。本法第7条及び8条は、土地建物の所有者や利用者その他の関係者を対象とする情報収集の権限を国に与えているが、国会答弁において政府は、政府が情報提供を命ずるだけでなく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も検討していると述べている。国の情報収集に隣人が手を貸しているかも知れないと互いに疑心暗鬼・相互不信の念を抱かせる恐れが大である。それは寛いだ「ユンタク」をためらわせ、「ユイマール」という言葉に代表される沖縄の地域社会の横のつながりを維持し発展させていく上で大きな障害となる。戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられ、住民によるスパイ容疑者の制裁さえもたらした沖縄の悲劇を繰り返してはならない。

以上の理由で本議会は沖縄県民の生命・財産及び日本国憲法に保障される基本的人権を守る立場から下記の事項を速やかに実現するよう貴職に強く求める。

### 記

- 1. 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律を即時廃止すること。また臨時的対応として
- 2. 全ての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメを実施すること。
- 3. 本法第7条による内閣総理大臣から地方自治体に対する個人情報提供の強要はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
令和3年9月16日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 法務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 衆議院議長 参議院議長

# 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書

今年8月中旬に沖縄本島から東に約1,400キロ離れた小笠原諸島・硫黄島近海の海底火山の噴火により噴出した軽石が、海流によって沖縄本島各地及び本島の海岸・漁港等へ大量に漂流・漂着し、漁業や観光業に多大なる影響を及ぼしている。今帰仁村の海岸線は東西に長く北側に面していることから、今後も北風の影響をもちに受け、海上に滞留している漂流軽石の更なる漂着が予想され、本村への被害は拡大していくものと考えられる。

次々に押し寄せてくる漂流軽石問題はとても深刻で、漁港内に漂流・漂着した軽石を人力で撤去するのはとても困難であることや、軽石の混入した海水を漁船が吸い上げることで機器類が故障した事例もあり、漁業関係者は出漁すらできず、軽石漂着が確認された10月25日から収入の無い苦しい日々が続いている。燃料や資材類、餌の高騰の影響も受け、このままでは廃業せざるを得ない業者が増えていくことが考えられる中、11月1日に時短要請が解除となり、コロナ禍による魚価安からようやく脱しようとする明るい兆しの中での今回の災害であり、漁業者の落胆は計り知れない。

また、漂着軽石の影響による景観悪化に伴い、ホテル宿泊客やマリンレジャー体験等のキャンセルが相次ぐなど、各方面に被害が及んでいる。

これまで経験したことのない自然現象の影響によって出漁すらできずに苦しんでいる現状に加え、漂流軽石の影響はまだまだ見通しが立たず、漁業や観光業関係者にとって死活問題となっている。漂着軽石で損害を被っている方々の生命と財産、日常生活を守るために迅速な対策の実行と支援が求められている。

よって、このような状況であることから本村議会は次のことを緊急に申し入れる。

### 記

1. 損害を被った漁業や観光業の個人や事業者への補償制度を創設し、漂流・漂着軽石問題が治まるまで休業・休漁補償を早急に行うこと。
2. 漁獲高の一部が財源となる漁業組合に対し、漁獲減による減収補填をし、運営費補助を行うこと。
3. 漁港や海岸、河川に漂流・漂着した軽石の撤去や清掃及び新たな軽石の侵入防止策を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月5日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 内閣官房長官 国土交通大臣 農林水産大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄県知事

同日 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する要請決議可決  
宛先 沖縄県議会議長



港内に漂着した軽石



今帰仁漁港スロープに打ち上げられた軽石の除去作業

▶ 軽石発生による漁業被害への対応支援を求め、緊急要請に座間味薫議長(右)を訪れた今帰仁漁協玉城啓時代理事組合長(中央)と玉城仁事務局長(左)(11月2日 議会事務局)



陳情・要請

## 編集後記

◆ 沖縄本島から1,400キロ離れた小笠原で発生した今回の漂流軽石被害ですが、経験したことのない災害へ四苦八苦ししている皆様のご心中をお察しします。漁民やマリンレジャー関係者にとつては死活問題となり、また離島航路を抱える運天港では伊平屋・伊是名のフェリーが欠航し、名護の病院へ通院が出来なくなる等生活への影響がとて心配されます。◆ 風光明媚な海岸線を持つ本村に

とつては、今後の北風の影響され、更なる被害の拡大が予想されます。◆ 災害は待つてはくれませんが、その状況に対し関係者が最善策を模索する中、我々村議会は11月5日に緊急に議会を招集し、国や県へ、軽石災害に関する対応を要請することを議決しました。◆ その日は県高校駅伝大会も開催されていましたが、時間を調整し臨機応変に対応することで、災害への迅速な対応を行いつつ、北山高校駅伝部の応援もしたりと行いました。 広報副委員長 嘉陽 崇